破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６０３号
さいたま市南区大字太田窪2962番地10
破産者　和田　純一
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１０号
さいたま市南区曲本１－６－５　マンション牛山202、住民票上の住所横浜市港南区大久保２丁目30番17―205号
破産者　阿部　敦子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
川崎市多摩区宿河原７丁目15番22―402号、前住所横浜市港北区日吉６丁目11番12―408号
破産者　藤村　裕史
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
川崎市川崎区池上新町２丁目17番19号　サンライズコーポ　205
破産者　北山　良一
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
岐阜県可児市塩河3523番地１、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬546番地33
破産者　吉田　　覚
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２０３号
静岡県焼津市西小川２丁目11番地の20、開始決定時住所静岡県焼津市三右衛門新田86番地の１
破産者　小泉　惠正
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１９号
名古屋市中区橘１丁目１番８号、開始決定時の住所名古屋市中区松原３丁目12番５号　丸美タウンマンション松原502号室
破産者　中野　祐二
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３号
愛知県海部郡大治町大字西條字須先18番地コーポ岡本201号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字坂牧島９番地シティーハイツ服部206号
破産者　長谷川英樹
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市土山７丁目９番９号
破産者　赤瀬　和子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４号
秋田県にかほ市象潟町字後田116番地３
破産者　金子　　純
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第３６号
金沢市北森本町イ119番地７
破産者　ＬＳＴ工業こと　新舛　末男
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
富山県下新川郡朝日町沼保1204番地、従前の住所金沢市辰巳町ロ138番地６
破産者　井筒　久男
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９８２号
京都府長岡京市友岡１丁目15番２号　オプティトモオカ102、破産手続開始決定時の住所京都府長岡京市友岡３丁目５番11号
破産者　曽根　利夫
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地８―210
破産者　山際　正弘
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第９９２号
名古屋市中川区愛知町10番16号　レオパレス黄金第２　207号
破産者　小村　岳介
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字大野67番地４
破産者　山岸紀代惠
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３７５号
千葉県柏市豊住４丁目３番６号
破産者　松本　紳介
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部